

国不建第 1 1 3 号
令和 7 年 12 月 10 日

発注関連業務団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

公共建築工事の円滑な施工確保に向けた
『営繕積算方式』の適切な運用について

国土交通省では、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、『営繕積算方式』の全国への普及・促進を図ることとし、「公共建築工事の円滑な施工確保に向けた『営繕積算方式』の適切な運用について」（令和 7 年 4 月 1 4 日付け国不入企第 4 号）等において、適正な予定価格の設定や適切な契約変更等、各種取組について実務的により分かりやすく解説した『営繕積算方式』活用マニュアルを参考に紹介しつつ、『営繕積算方式』の適切な運用が図られるようお願いしてきたところです。

この度『営繕積算方式』活用マニュアルについて、労務費等の内訳が把握可能な新しい方式の積算単価「単位施工単価」の導入の追加、見積単価の適切な設定方法について記載の充実等の改訂が行われ、別添 1 のとおり、「『営繕積算方式』の普及・促進について」（令和 7 年 1 2 月 1 0 日付け国営積第 1 1 号）により、大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あてに通知されるとともに、各都道府県及び指定都市、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長あてに同内容を通知しておりますのでお知らせします。

貴職におかれては、これらの取組について御理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方お願いいたします。